

国自総第523号
平成29年3月31日

各自動車道事業者 殿

国土交通省自動車局長

自動車道の長寿命化のための計画の策定について

一般自動車道について、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等を図るためには、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する必要がある。

このため、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議。以下「基本計画」という。）において、一般自動車道を含む「各インフラの管理者・・・（中略）・・・は、本基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、『インフラ長寿命化計画（以下『行動計画』という。）』を策定する。さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、『個別施設毎の長寿命化計画（以下『個別施設計画』という。）』を策定する」こととされ、国や地方公共団体、民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、これらの計画の策定が進められているところである。

については、各自動車道事業者におかれても、別紙に記載するところにより、行動計画及び個別施設計画の策定に取り組みられるとともに、平成29年度中に当該計画の写しを提出されたい。

行動計画の策定要領

一般自動車道の機能を維持していくためには、メンテナンスサイクルを構築するとともに、それらを支える技術、予算、体制、制度を一体的に整備することが必要である。

このため、自動車道事業者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえた上で、以下に示す記載事項を基本として行動計画を策定することとする。

なお、自動車道事業者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、行動計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、自動車道事業者は、基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に必要な見直しを行うよう努めることとする。

〔記載事項〕

① 対象施設

一般自動車道を構成する各施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる全ての施設について、行動計画の対象とする。

注：例えば、道路橋、道路トンネル、シェッド、大型カルバート等、横断歩道橋、門型標識等、舗装を対象とすることが考えられる。

② 計画期間

下記「④中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し」を踏まえつつ、下記「⑤必要施策に係る取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮の上、計画期間を設定する。

なお、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、適宜、計画の更新を実施することで、取組を継続し、発展させていくものとする。

注：取組の実施に要する期間を考慮の上、例えば、20年～50年程度の期間を適宜設定する。

③ 対象施設の現状と課題

対象施設について、維持管理・更新等に係る取組状況（点検・診断、修繕・更新等の措置の進捗状況、維持管理・更新等に係る情報や組織体制、基準等の整備状況等）や、行動計画の策定時点で把握可能な施設の状況（建設年度、利用状況、点検・診断の結果等）等を踏まえ、維持管理・更新等に係る課題を整理する。

注：例えば、「供用後50年以上の施設が約〇割と大部分を占めており、今後、急速に施設の老朽化が進み、必要な維持管理・更新費用が大幅に増加することが予想される」、「自動車道事業の過去5か年度平均の経常収支が約▲〇〇万円と経営状況が厳しい中で、維持管理のための予算は確保しているものの、更新のための予算をどのように確保していくかが課題」等と具体的に記述する。

④ 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

行動計画の策定時点で把握可能な情報に基づき、対象施設の維持管理・更新等に係る中長期的なコストの見通しを明示する。

なお、行動計画の策定時点で把握可能な情報が限定的であるなど、中長期的なコストの見通しに一定の精度が確保されず、必要施策に係る取組を検討する上で参考とすることが困難と判断される場合にあっては、必要な情報が蓄積できた段階で実施することとする。

注：上記の「なお書き」に該当する場合には、「中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しについては、必要な情報が蓄積できた段階で実施する」旨を明記するとともに、必要な情報の蓄積を計画的かつ着実に図ることとする。

⑤ 必要施策に係る取組の方向性

基本計画の「V. 必要施策の方向性」に掲げる施策のうち、上記「③対象施設の現状と課題」や上記「④中長期的な維持管理・更新等コストの見通し」に照らして必要性が高いと判断されるものについて、自らの取組の方向性を明確化する。

その際、個別施設計画の策定方針についても明らかにする。

注：点検・診断、修繕・更新等、基準類の整備、情報基盤の整備と活用、新技術の開発・導入、予算管理、体制の構築等の施策のうち、必要性が高

いと判断されるものについて、自らの取組の方向性を明確化する。その際、別紙2を踏まえ策定する個別施設計画の策定方針（対象施設、計画期間等の方針）についても記述する。

⑥ フォローアップ計画

上記「⑤必要施策に係る取組の方向性」で明確にした取組について進捗状況を定期的に把握するなど、行動計画を継続し、発展させるための取組について明記する。

注：例えば、年に1回、進捗状況を定期的に把握するなど、取組について、できるだけ具体的に明記する。

個別施設計画の策定要領

自動車道事業者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、自動車道事業者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、自動車道事業者は、基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。

〔記載事項〕

① 対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。

注：例えば、道路橋、道路トンネル、シェッド、大型カルバート等、横断歩道橋、門型標識等、舗装を対象とすることが考えられる。

② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

注：定期点検要領に基づく定期点検は5年に1回の頻度で実施することが基本であることを踏まえ、例えば、10年の期間を計画期間とすることが考えられる。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

注1：対策を実施する際に考慮すべき事項としては、例えば、道路橋、道路トンネル等が崩落・損壊した場合の「人的被害の発生の危険性」、「復旧に要する期間」等が考えられる。

注2：例えば、優先順位の考え方については、「維持管理を怠ったときに事故や不具合が発生する確率（発生確率）」と「事故や不具合が発生した場合の被害の大きさ（影響度）」の2つで対策の優先順位を評価し、両者の評価項目を組み合わせて3段階の区分で対策の優先順位を決定する」等、具体的に記述すること。

④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、上記「③対策の優先順位の考え方」で明らかにした「対策を実施する際に考慮すべき事項」のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

注1：道路橋、道路トンネル等の対象施設毎に、一覧表の形で整理する。

注2：「対策を実施する際に考慮すべき事項」については、例えば、「当該道路橋が崩落した場合、通行車両のみならず、下方で交差する国道〇号線の通行車両や近隣家屋等に大きな被害が生じる恐れ」等の必要な情報を一覧表に記述する。

⑤ 対策内容と実施時期

上記「③対策の優先順位の考え方」及び上記「④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容（例、「耐震補強工事」）や実施時期（例、「2019年度中」、「2020年度まで」）を施設毎に一覧表に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

注：過去の類似施設の実績等を参考に、概算する。

国自総第523号の2
平成29年3月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

自動車道の長寿命化のための計画の策定について

標記について、平成29年3月31日付け国自総第523号により別紙のとおり通知したので、了知の上、管内の自動車道事業者の指導監督に遺漏のないよう取り扱われたい。

国自総第523号の3
平成29年3月31日

日本有料道路協会会長 殿

国土交通省自動車局長

自動車道の長寿命化のための計画の策定について

標記について、平成29年3月31日付け国自総第523号により別紙のと
おり通知したので、了知されたい。